

確定申告をした税額等に誤りがあった場合

次の方法で申告内容を訂正してください。

	訂正方法
申告をした税額等が実際より少なかったとき	「修正申告書」を提出して正しい額に訂正する（※1）。
申告をした税額等が実際より多かったとき	「更正の請求書」を提出して正しい額への訂正を求める（※2）。

※1 誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正します。

※2 更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

● 申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が課税標準や税額を決定します。税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税が賦課される場合があるほか、延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

8

所得税の決算額調整

税込経理方式、税抜経理方式による調整方法を説明します。

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます）の納付税額又は還付税額を算定した後の、所得税の決算額の調整方法は、経理方式により異なります。

税込経理方式による経理処理の場合

消費税等の納付税額又は還付税額は、原則として、消費税等の申告書を提出した日の属する年の事業所得、不動産所得、山林所得などの所得（以下「事業所得等」といいます）の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入します。

なお、消費税等の納付税額又は還付税額を未払金又は未収入金に計上した場合には、その未払金又は未収入金に計上した年の事業所得等の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入することとしてもよいことになっています。

税抜経理方式による経理処理の場合

税抜経理方式によっている場合には、簡易課税制度を適用したことにより生じた消費税等の納付税額と、課税期間の終了時における仮受消費税等から仮払消費税等を差し引いた金額との差額は、その課税期間を含む年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入します。

なお、2つ以上の所得を生ずべき業務を行う場合など、所得税の決算額の調整に関する詳細は、所轄の税務署にお尋ねいただくか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

税込経理方式、税抜経理方式とは

税込経理方式とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引の対価の額とを、区分しないで経理する方式で、課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税等の額をその売上金額、仕入金額に含めて処理する方法をいいます。

税抜経理方式とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引の対価の額とを、区分して経理する方式で、課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税等の額を仮受消費税等、仮払消費税等として科目を設け、その売上金額、仕入金額に含めないで処理する方法をいいます。

お知らせ

簡易課税制度のみなし仕入率の見直しについて

消費税の軽減税率制度が実施される平成31年（2019年）10月1日から、簡易課税制度における「農業・林業・漁業」のうち「飲食料品の譲渡を行う部分」の事業区分が第三種事業から第二種事業へ見直され、みなし仕入率は、現行の70%から80%へ引き上げられます。

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税や消費税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書などを作成することができます。

- ◆ 作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。
- ◆ また、事前に税務署で手続きしていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダライタをお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

なお、印刷して郵送等により提出することもできます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

作成コーナー

